

酒税法施行第	行令（昭和三十七年政令第十七号）	第五十場所	場所（当該場所が体験製造場を構成するための構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項及び第五十四条において同じ。）であるときは、当該体験製造場に係る主製造場（同法第二十七条）
--------	------------------	-------	--

一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人番号にあつては、法人番号

二 法第二十七条第七項第一号から第五号までのいずれに該当するかの別及びこれらの号に定める日

三 その他参考となるべき事項

法第二十七条第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

号) 第八十九条の六第八項の許可を受けた販売場が体験製造場である場合又は同条第九項前段の規定が適用される酒類の販売場であつて同条第八項の許可を受けたものに係る酒類の製造場が体験製造場である場合において、これらの体験製造場に係る法第二十七条第一項の承認が同条第六項又は第七項の規定により取り消され、又は失効したときは、これらの販売場に係る当該許可は、同条第六項又は第七項の規定により同条第一項の規定が適用されないこととなる限り、その效力を失う。

法第二十七条第五項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、書面により行はること

一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人
にあつては、法人番号

二 移動しようとする酒母又はもろみの移動前の
の数量並びに当該酒母又はもろみの移動前
場所の所在地及び名称

三 移動しようとする年月日

四 その他参考となるべき事項

5 税務署長は、法第二十七条第六項の規定によ
り承認を取り消す場合には、その旨、その理由
及び同条第一項の規定が適用されないこととな
る旨を当該承認を受けた者に対し、書面により
通知しなければならない。

